

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

1 健全化判断比率及び資金不足比率の対象

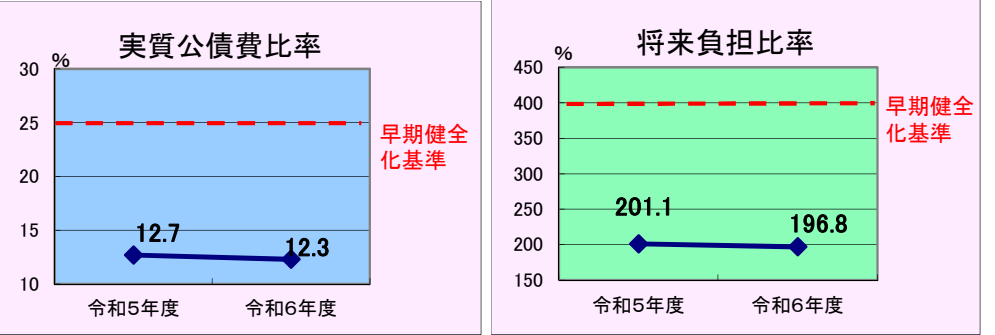
一般会計等	一 般 会 計			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	母子父子寡婦福祉資金						
	中小企業振興資金						
	証 紙 収 入 整 理						
	沿岸漁業改善資金						
	土地先行取得事業						
	県 有 林 事 業						
	林 業 ・ 木 材 産 業 資 金						
	公債管理（20年度～）						
	公営事業会計	公営企業会計 以外の特別会計					
公営企業計 公会		法適用 企 業	病院等事業				
			電 気 事 業				
			工業用水道事業				
			流域下水道事業				
			法非適用 企 業	港湾整備事業			
一部事務組合		岩 手 県 競 馬 組 合					
第三セクター等	地 方 公 社	岩手県土地開発公社					
	地方独立行政 法人	岩手県工業技術センター					
		岩 手 県 立 大 学					
		クリーンいわて事業団					
		岩 手 県 農 業 公 社					
		岩手県信用保証協会					
		全国漁業信用基金協会					
	いわて産業振興センター						

2 健全化判断比率の状況

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければならない。

区 分		令和6年度	令和5年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率		-	-	-	3.75	5.00
連 結 実 質 赤 字 比 率		-	-	-	8.75	15.00
実 質 公 債 費 比 率		12.3	12.7	△ 0.4	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率		196.8	201.1	△ 4.3	400.0	

- ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないことから算定されない。
- ・実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化基準を下回っている。



3 資金不足比率の状況

各公営企業ごとの資金不足額の、事業規模に対する比率であり、経営健全化基準20%以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

	令和6年度	令和5年度	増 減	経営健全化基準
港湾整備事業特別会計	-	-	-	20.0%
病院等事業会計	-	-	-	
電気事業会計	-	-	-	
工業用水道事業会計	-	-	-	
流域下水道事業会計	-	-	-	

- ・いずれの会計も資金不足額がないことから、資金不足比率は算定されない。

岩 監 第 55 号
令和 7 年 9 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県監査委員 五日市 王

岩手県監査委員 川 村 伸 浩

岩手県監査委員 五 味 克 仁

岩手県監査委員 中 野 玲 子

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

審査の対象は、令和6年度岩手県一般会計、特別会計及び公営企業会計等の決算に基づき、知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

第2 審査の方法

健全化判断比率の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された健全化判断比率及び算定基礎書類について、法令に適合し、かつ、計数は正確か、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。

第3 審査の結果

審査に付された令和6年度の健全化判断比率及び算定基礎書類は、法令に適合し、かつ、その計数は正確であり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和6年度	(参 考)			
		令和5年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	— %	— %	ポ イ ント —	3.75 %	5.00 %
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.00
実 質 公 債 費 比 率	12.3	12.7	△0.4	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	196.8	201.1	△4.3	400.0	

- (注) 1 実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額がないことから算定されない。
2 連結実質赤字比率は、前年度と同様に連結実質赤字額がないことから算定されない。
3 実質公債費比率は、12.3%となっており、前年度に比べ0.4ポイント減少し、早期健全化基準の25.0%を12.7ポイント下回っている。
4 将来負担比率は、196.8%となっており、前年度に比べ4.3ポイント減少し、早期健全化基準の400.0%を203.2ポイント下回っている。

岩 監 第 55 号
令和 7 年 9 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県監査委員 五日市 王

岩手県監査委員 川 村 伸 浩

岩手県監査委員 五 味 克 仁

岩手県監査委員 中 野 玲 子

令和 6 年度決算に基づく岩手県港湾整備事業特別会計
資金不足比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度決算に基づく岩手県港湾整備事業特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和6年度決算に基づく岩手県港湾整備事業特別会計資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

審査の対象は、令和6年度岩手県港湾整備事業特別会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

第2 審査の方法

資金不足比率の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された資金不足比率及び算定基礎書類について、法令に適合し、かつ、計数は正確か、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。

第3 審査の結果

審査に付された令和6年度の資金不足比率及び算定基礎書類は、法令に適合し、かつ、その計数は正確であり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和6年度	(参 考)		
		令和5年度	増 減	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	— %	— %	ポ イ ント —	2 0 . 0 %

（注）資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。

岩 監 第 55 号
令和 7 年 9 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県監査委員 五日市 王

岩手県監査委員 川 村 伸 浩

岩手県監査委員 五 味 克 仁

岩手県監査委員 中 野 玲 子

令和 6 年度決算に基づく岩手県立病院等事業会計
資金不足比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度決算に基づく岩手県立病院等事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和6年度決算に基づく岩手県立病院等事業会計資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

審査の対象は、令和6年度岩手県立病院等事業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

第2 審査の方法

資金不足比率の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された資金不足比率及び算定基礎書類について、法令に適合し、かつ、計数は正確か、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。

第3 審査の結果

審査に付された令和6年度の資金不足比率及び算定基礎書類は、法令に適合し、かつ、その計数は正確であり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和6年度	(参 考)		
		令和5年度	増 減	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	— %	— %	ポ イ ント —	2 0 . 0 %

（注）資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。

岩 監 第 55 号
令和 7 年 9 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県監査委員 五日市 王

岩手県監査委員 川 村 伸 浩

岩手県監査委員 五 味 克 仁

岩手県監査委員 中 野 玲 子

令和 6 年度決算に基づく岩手県電気事業会計
資金不足比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度決算に基づく岩手県電気事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和6年度決算に基づく岩手県電気事業会計資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

審査の対象は、令和6年度岩手県電気事業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

第2 審査の方法

資金不足比率の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された資金不足比率及び算定基礎書類について、法令に適合し、かつ、計数は正確か、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。

第3 審査の結果

審査に付された令和6年度の資金不足比率及び算定基礎書類は、法令に適合し、かつ、その計数は正確であり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和6年度	(参 考)		
		令和5年度	増 減	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	— %	— %	ポ イ ント —	2 0 . 0 %

（注）資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。

岩 監 第 55 号
令和 7 年 9 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県監査委員 五日市 王

岩手県監査委員 川 村 伸 浩

岩手県監査委員 五 味 克 仁

岩手県監査委員 中 野 玲 子

令和 6 年度決算に基づく岩手県工業用水道事業会計
資金不足比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度決算に基づく岩手県工業用水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和6年度決算に基づく岩手県工業用水道事業会計資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

審査の対象は、令和6年度岩手県工業用水道事業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

第2 審査の方法

資金不足比率の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された資金不足比率及び算定基礎書類について、法令に適合し、かつ、計数は正確か、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。

第3 審査の結果

審査に付された令和6年度の資金不足比率及び算定基礎書類は、法令に適合し、かつ、その計数は正確であり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和6年度	(参 考)		
		令和5年度	増 減	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	— %	— %	ポ イ ント —	2 0 . 0 %

（注）資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。

岩 監 第 55 号
令和 7 年 9 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県監査委員 五日市 王

岩手県監査委員 川 村 伸 浩

岩手県監査委員 五 味 克 仁

岩手県監査委員 中 野 玲 子

令和 6 年度決算に基づく岩手県流域下水道事業会計
資金不足比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度決算に基づく岩手県流域下水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和6年度決算に基づく岩手県流域下水道事業会計資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

審査の対象は、令和6年度岩手県流域下水道事業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

第2 審査の方法

資金不足比率の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された資金不足比率及び算定基礎書類について、法令に適合し、かつ、計数は正確か、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。

第3 審査の結果

審査に付された令和6年度の資金不足比率及び算定基礎書類は、法令に適合し、かつ、その計数は正確であり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和6年度	(参 考)		
		令和5年度	増 減	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	— %	— %	ポ イ ント —	2 0 . 0 %

（注）資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。